

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

通所リハビリテーション運営規程

【改訂管理表】

改訂番号	制改訂日	改訂内容	作成者	承認者
1	2001/4/1	初版		
2	2002/2/1	2002/2/1、2003/4/1、2003/10/1 2004/1/1、2004/4/1、2005/4/1 2005/10/1、2006/4/1、2007/4/1 2007/5/1、2008/4/1、2009/4/1 2010/4/1、2011/4/1、2013/4/1 2014/4/1、2015/4/1		
3	2017/4/1	第 16 条 事故対応に関する文言整理 第 21 条 重要事項の改廃 理事会→西の京管理委員会	事務長	管理委員会
4	2018/4/1	文言の整理。第 5 条第 6 条 人員配置状況を最新化。リハビリテーション計画書および介護計画→通所リハビリテーション計画に変更。	事務長	管理委員会
5	2019/10/1	定員 40→32 名に変更 「重要事項説明書・契約書」との整合性を図るため、文面を見直した。	事務長	管理委員会
6	2020/8/1	第 4 条管理者の変更 大野研而→福間英記 第 5 条員数、看護を削除。 第 8 条通常の事業実施範囲 北は一条通り→今出川通	事務長	管理委員会
7	2020/9/1	関連法令の最新化	事務長	管理委員会
8	2022/3/1	2021 年介護報酬改定時の運営基準改定に伴う見直し。第 3 条運営方針の項目整理、第 16 条利用契約書改訂により削除、第 20 条 BCP 策定新設、第 22 条認知症介護に関する基礎研修・ハラスメント防止新設等。条文構成を前後させた。	事務長	管理委員会
9	2023/5/1	木曜日の営業時間の変更 15:30 まで→16:30 までに伴い、第 6 条(2)を修正。	事務長	管理委員会
10	2024/4/1	2021 年度介護報酬改定の運営基準改定経過措置期間終了に伴い文面を整理した。 第 13 条身体の拘束、第 14 条虐待の防止(条文独立)、第 19 条急変・事故時の対応に事故防止追加、第 21 条業務継続計画の策定等。	事務長	管理委員会
11	2024/6/1	第 5 条 従業員の職種、員数、職務内容に看護師を追加。	事務長	管理委員会
12	2024/8/15	第 4 条管理者変更 福間英記→山本勇治	事務長	管理委員会
13	2026/4/1	第 4 条管理者変更 山本勇治→鈴木卓	事務長	管理委員会

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

第1条 運営規程設置の主旨

社会福祉法人保健福祉の会が開設する介護老人保健施設西の京（以下「当施設」という）において実施する介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 事業の目的

通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーションは、要支援状態及び要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」）を立て実施し、利用者の予防、心身機能の維持・回復、社会活動への参加を図ることを目的とする。

第3条 運営の方針

介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- (1) 当施設では、通所リハビリ計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (5) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (7) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

第4条 施設の名称及び所在地等

- (1) 施設名 介護老人保健施設西の京 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 2000年4月1日
- (3) 所在地 京都市中京区西ノ京小堀池町16番地
- (4) 電話・FAX 075—821—3384
- (5) 管理者名 鈴木 卓
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2650380021号

第5条 従業員の職種、員数、職務内容

職種	員数	職務内容
管理者	1人(兼務)	通所リハビリテーションに携わる従業者の管理・指導を行う
医師	1人(兼務)	利用者の病状及び心身の状況に応じ日常的な医学的対応を行う。
看護師	1人(兼務)	通所リハビリテーション計画に基づく看護等を行う。
介護職員	4人(非常勤含)以上	通所リハビリテーション計画に基づく介護等を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2人(兼務含)以上	医師の指示の下、通所リハビリテーション計画を作成するとともに、理学療法・作業療法等必要なリハビリテーションを提供する。
管理栄養士	1人(兼務)	通所リハビリテーション計画に基づく栄養、食事相談等の栄養管理、指導を行う。
入浴介助・運 転手他	適当数	

第6条 営業日及び営業時間、営業範囲

- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日(祝日営業)
年末年始休業 12月31日～1月3日
- (2) 営業時間 月～土曜日 8:30～16:30まで

第7条 利用定員

利用定員は、32人とする。

第8条 通常の事業実施地域

京都市内。

東は千本通り、西は132号線(映画村前通り)、南は四条通り、北は今出川通りまでの範囲とする。

第9条 通所リハビリテーションの内容

- (1) 医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、栄養改善、口腔機能の向上など必要なリハビリテーションを行う。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

(2) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助、管理栄養士が管理した食事を提供、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用料等は以下とおりとす。

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告知上の額とし、その本人負担割合分を徴収する。
- (2) 利用者が選択するその他利用料（食事代、日用生活品費、おやつ代、その他実費等）については、当該サービスの内容及び費用の説明を行い、書面により同意・契約を行う。
- (3) 当施設は、生計困難者について、無料又は低額な費用で、介護老人保健施設を利用できる事業を、西の京利用料減免規定及び細則に基づき実施する。

(協力医療機関)

第11条 当施設は利用者の病状などの急変、内科以外の治療に備えるため、下記の医療機関と協力している。

- (1) 京都保健会 京都民医連中央病院 京都市右京区太秦土本町2-1
- (2) 京都保健会 京都民医連太子道診療所 京都市中京区西ノ京小掘池町1-8-1
- (3) 京都保健会 仁和歯科診療所 京都市上京区仁和寺街道御前西下横町2-1-7

(秘密の保持・個人情報の保護)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、これらを保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

利用者の個人情報は、施設で定める「個人情報の取扱規程」に則り取り扱う。利用目的を明確にし、その範囲でのみ取り扱う。個人情報を利用する場合は、あらかじめ同意を得る。

(身体拘束・虐待の防止等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、家族の同意を得、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等を適正化するための委員会を定期的開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。

(虐待の防止等)

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を設置し、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。

(褥瘡対策等)

第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しな

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

いような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(記録の整備)

第16条 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、利用者及び家族から、サービス提供に関する諸記録の提示の要望があった場合は、開示する。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

感染症が発生、まん延しないように、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を定め、委員会を定期的で開催し、指針の整備、職員の研修を実施する。

(苦情の申し出)

第18条 施設内に介護サービス・個人情報保護等に対する苦情相談窓口を設置し、苦情・相談を解決する仕組みを設ける。

- (1) 苦情相談窓口は相談室とし、各階に意見箱を設置する。
- (2) 苦情受付担当者は支援相談員とし、各部署に苦情解決責任者を置き解決に当たる。
- (3) 当施設以外に各区役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けていることを明示する。

(急変・事故時の対応、事故発生の防止)

第19条 利用者の急変又は事故の場合は、下記の通り対応する。

(1) 利用者が急変した場合は、家族に連絡し、医師の診断による治療等を行ない、協力病院に受診する。受診した場合の医療費は、医療保険分の一部負担は利用者負担となり、保険外の実費分については当施設が負担する。

(2) サービス提供中に事故が起こった場合は、速やかに家族に連絡するとともに、利用者の安全を最優先で必要な措置を講じる。必要な場合、京都市に報告する。

(3) 当施設の責任による事で、利用者が損害を被った場合は、当施設は損害賠償をする。利用者の責任による事で、当施設が損害を被った場合は、利用者及び家族は連帯して当施設に損害賠償をするものとする。

(4) 当施設は、民間企業が提供する損害賠償保険に加入する。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合、利用者または家族に当該保険の調査等の手続きに協力依頼する場合がある。

(5) 事故発生を防止するため、担当者を設置し、事故発生を防止する対策を検討する委員会を定期的で開催し、指針を整備し、職員の研修を実施する。第18条 利用者の急変又は事故の場合は、下記の通り対応する。

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。訓練の実施に当たっては地域

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

住民との連携に努める。

総合避難（消火・通報・避難）訓練（年2回）

非常災害用設備の使用方法の徹底（随時）

（2） その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第21条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を定める。当該業務継続計画を整備し、職員の研修・訓練実施等定期的に実施する。

（施設利用上の留意事項）

第22条

- （1） サービス利用中は、喫煙・飲酒は禁止する（敷地内禁煙）。
- （2） サービス利用中の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- （3） 送迎途中での下車及びデイケア利用中の外出等是对応しない。
- （4） 現金・貴金属類の持参がないよう利用者に促す。その管理は利用者が責任を持って行う。
- （5） その他、他の利用者への迷惑行為は禁止する。サービス利用以外での利用者間のトラブルについては責任を負いかねる。
- （6） 行事、家族懇談会等の催しに、家族の積極的な参加を呼び掛ける。
- （7） 職員への付け届けは一切お断りする。

（職員の就業・服務規律に関する事項）

第23条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1） 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人保健福祉の会の就業規則による。
- （2） 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じる。
- （3） 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診する。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。
- （4） 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （5） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （6） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- （7） 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

介護老人保健施設西の京	文書番号	
通所リハビリテーション運営規程	制改訂日	2026/4/1
	主管部門	西の京管理委員会

(その他運営に関する重要事項)

第24条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、個人情報保護方針、協力病院、利用者負担の減額及び苦情処理の対応については施設内に提示する。

(1) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は介護老人保健施設西の京管理委員会が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、2026年4月1日より施行する。

以上